

# 保険薬局を活用した服薬適正化事業 企画提案募集要領

## 1 業務概要

### (1) 目的

本事業は、複数医療機関から同種同効の薬が重複して処方されている等の服薬行動支援が必要な者に対して、服薬情報の通知を行い、身近な保険薬局での相談を促すとともに、市町村や医療機関等における後発医薬品等の使用実態について分析を行い、今後の使用促進に向けた具体的な事業検討を行うことにより、市町村国民健康保険被保険者の服薬適正化を図る。

### (2) 業務名

保険薬局を活用した服薬適正化事業

### (3) 業務内容

「保険薬局を活用した服薬適正化事業 仕様書」に記載のとおり

### (4) 委託金額の上限

35,970,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、契約保証金については、愛知県財務規則第129条の2の規定により契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、愛知県財務規則第129条の3第3号に該当する場合は、全額又は一部を免除する。

### (5) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 2 応募資格

応募の資格者は、「保険薬局を活用した服薬適正化事業」にふさわしい企画力と実現力を有し、次の要件を全て満たす法人その他の団体とする。

- ① 「令和8・9年度愛知県入札参加資格者名簿」の（大分類）03. 役務の提供等における以下のいずれかの分類において登載されていること。
  - ・（中分類）07. 調査委託 （小分類）01. 市場調査
  - ・（中分類）08. コンピュータサービス （小分類）02. データ処理
  - ・（中分類）16. その他の業務委託等 （小分類）99. その他
- ② プライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を

取得している、または「個人情報保護規定」等を有し、組織として個人情報保護体制が整備されていること。

- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- ④ 企画提案応募書の提出期限において、愛知県から指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑥ この公告の日から企画提案応募書提出期限までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を目的とした法人でないこと。

### 3 応募方法

#### (1) 提出書類

- ア 企画提案応募書（様式 1）
- イ 業務実施体制書（様式 2）
- ウ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 3）
- エ 企画提案書（任意様式、原則 A4 縦サイズ）

※仕様書を熟読の上、別紙「企画提案書記載事項」に基づき作成すること。

※左綴じ、横書きとすること。

（A3 サイズの場合は、中央で谷折り後、右半分の中央で更に山折り）

- オ 見積書（任意様式、A4 縦サイズ）

※本業務の見積金額合計、各項目の内訳を記載して提出すること。

※本業務に係る全ての経費について、可能な限り具体的に積算根拠を記載すること。

なお、金額は取引に係る消費税及び地方消費税を除いた額とすること。

※本業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することはできない。

※業務の一部を再委託する場合は、再委託の範囲と再委託先に支払う経費が明らかになるように記載すること。

- カ 誓約書（様式 4）

※本募集要領「2 応募資格」を満たすことを誓約する書面を提出すること。

キ その他資料

法人等のパンフレット、類似業務の契約書及び業務完了の報告書等の写し等

## (2) 提出部数

9部（正本1部、副本8部（副本には法人等の名称を入れないこと））

※（1）の提出書類のうち、以下の書類は正本のみの提出とする。

ア 企画提案応募書

ウ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書

カ 誓約書

キ その他資料のうち法人等のパンフレット

## (3) 提出期限

令和8年4月27日（月） 必着

## (4) 提出先（問合せ先）

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁西庁舎3階）

愛知県保健医療局健康医務部 国民健康保険課 国保運営グループ

担当：主任 市古（班長 松永）

電話：052-954-6277（ダイヤルイン）

電子メール：kokuho@pref.aichi.lg.jp

## (5) 提出方法

持参又は郵送に限る（電子メール及びFAXによる応募不可）。

## (6) 注意事項

- ・企画提案は、応募者ごとに1点のみとする。
- ・企画提案に要する経費は、応募者の負担とする。
- ・企画提案の差し替え及び再提出は、原則として認めない。
- ・提出された企画提案書等は返却しない。
- ・企画提案書及び見積書等、副本には具体的な会社名又はそれを類推させる事項を記載しないこと。
- ・採用となった企画提案の著作権は、愛知県に帰属する。
- ・企画提案については、すべて確実に実施可能なものとする（契約後でなければ確定できない部分については、提出時の状況を記載し、実現できない場合の代替措

置を記載すること。)

## (7) 質問

本企画提案に参加するに当たって、質問事項がある場合には電子メールにより質問票（様式5）を提出すること。

なお、電子メールの件名を「保険薬局を活用した服薬適正化事業」とすること。

### ア 受付期限

令和8年4月14日（火）まで

### イ 送付先

愛知県保健医療局健康医務部国民健康保険課

代表メールアドレス kokuho@pref.aichi.lg.jp

### ウ 回答

質問者に固有の質問を除いては、応募者全員に向けて回答する。

なお、企画提案の内容及び評価基準に関するもの、他の応募者からの提案書提出状況に関するものなど、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれのある質問は受け付けない。

## 4 選定方法等

### (1) 選定手順

一次審査及び二次審査により、最も優れた応募者を受託候補者として選定する。一次審査、二次審査とも審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問合せには応じない。異議申立ても一切認めない。

### (2) 一次審査

一次審査は書面審査とし、別紙「審査基準」により国民健康保険課が審査を行う。ただし、応募者数が5者以下の場合は、一次審査を行わない。

### (3) 二次審査

二次審査はプレゼンテーション審査とする。一次審査で選定された応募者が、別に設置する「保険薬局を活用した服薬適正化事業企画審査委員会」（以下「審査委員会」という。）に対し、プレゼンテーションを実施し、審査を行う。審査委員会においては、別紙「審査基準」によって評価し、総合的な審査を行う。

応募者数が1者であっても、二次審査を行い、各審査委員の評価点数の合計が満点

の6割以上に達していれば、当該応募者を受託候補者とする。

ア 開催日・場所

令和8年5月中旬頃

プレゼンテーション審査の開催時間及び実施場所等は、別途通知するものとする。

イ 1応募者あたりのプレゼンテーション時間

プレゼンテーション 20分以内

審査委員からの質疑 10分程度

ウ 注意事項

(ア) プレゼンテーションは提出した企画提案書を使用して行うこと。

(イ) プレゼンテーションの際は、応募者名が分かるような表現はしないこと。

(ウ) プレゼンテーションへの参加は、1応募者あたり2名以内とする。

(エ) 他の応募者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

**(4) 通知**

一次審査及び二次審査の結果は、すべての応募者に速やかに通知する。

**(5) 契約**

提出された企画提案書が採用された場合、その提出者は当該業務の受託候補者となり、契約に向けた調整や手続等を経た上で、愛知県と委託契約を締結する。その際、受託業務内容は、提出された企画提案書に沿ったものとするが、双方の合意により内容を変更する場合がある。

なお、当該契約は電子契約を利用して締結することができる。

**5 スケジュール（予定）**

令和8年4月8日（水）	受託者募集の実施に関する告示
4月14日（火）	質問受付締切
4月27日（月）	企画提案書提出締切
5月上旬	書面審査結果通知
5月中旬	審査委員会開催
5月下旬	選定結果通知
5月下旬	契約締結